

平成 30 年 1 月 10 日の話し合い時における質疑事項に対する回答

現在、「同和地区」は存在していないにも関わらず、県は、今後も「同和地区」という表現を用いていくのか。また、その場合の根拠は何か。

国においては、「人権教育・啓発白書」（法務省・文部科学省 編）や啓発用資料などにおいて、同和問題を説明するために、「同和地区」との表現を用いています。

県におきましても、国と同様に、同和問題を説明する場合などにおいて、「同和地区」は必要な表現であると考えており、今後も用いることとしています。